

傍聴に係る注意事項

1 次に該当する方は、会議の傍聴ができません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 異様な服装をしている場合
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり旗をもっている場合
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている場合
- (5) 銃器その他危険な物を持っている場合
- (6) その他会議を妨害し、または他に迷惑を及ぼすと認められる場合

2 会議室内では次のことを守ってください。

- (1) 写真、動画等の撮影、または録音等をしないこと
- (2) 会議における言動等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと
- (3) 談論、放歌、高笑いその他により騒ぎ立てないこと
- (4) 鉢巻き、腕章の類をするなど、威圧的行為をしないこと
- (5) 帽子、外套、襟巻きの類を着用しないこと
- (6) 飲食をしないこと
- (7) 人に迷惑を掛け、または不体裁な行為をしないこと
- (8) 非公開とする決定があったとき、または委員長が傍聴の許可の取消しを行ったときは、速やかに退室すること
- (9) その他事務局職員の指示に従うこと

3 会議途中で退室するときは、その旨を事務局職員に伝えること。

4 上記の傍聴に係る注意事項を遵守しないときは、傍聴の許可が取消されることがあります。